

# 21世紀を武力によらない非暴力・対話による『平和回復の世紀』へ

## Toward a “Peace-Recovery Century” through Non-Violence & Dialogue

池住 義憲\*

Yoshinori Ikezumi

### Abstract

The 20th century was a century of the mass murder caused by wars, civil wars and disputes. All people in the world expected the 21st century as a peaceful one. However, the first ten years of the 21st century becomes a century of wars again. Confrontations among a different religion, culture and races are getting more severe and worse. The world has been confused more. What should we do? This paper introduces alternative peace-recovery & peace-building efforts through non-violence and dialogue which have been taking place in the actual society in the world now.

**Keywords :** peace-building, peace-recovery, non-violence, dialogue, Asia

### I 繼続する「戦争の世紀」

20世紀は、戦争と内戦・紛争の絶えない大量殺戮の世紀だった。日露戦争（1904～1905年）から始まって、第一次世界大戦（1914～1918年）、十五年戦争（1931～1945年、第二次世界大戦と重複）、第二次世界大戦（1937～1945年、十五年戦争の後半と重複）、インド・パキスタン戦争（第一次1947～1949年、第二次1965～1966年、第三次1971年）、中東戦争（第一次1948～1949年、第二次1956～1957年、第三次1967年、第四次1973年）、朝鮮戦争（1950～1953年、休戦中）、アルジェリア独立戦争（1954～1962年）、ベトナム戦争（1965～1975年）、イラン・イラク戦争（1980～1988年）、湾岸戦争（1991年）など、絶えることなく戦争が続いた。

内戦・紛争では、イスラエル・パレスチナ（1948年～）、ビルマ（1949年～）、スーダン（1956～1972年、1983年～）、グアテマラ（1960～1995年）、エチオピア（1962～1991年）、ナイジェリア（1967～1971年）、カンボジア（1975～1979年）、レバノン（1975～1980年）、東チモール（1975～1999年）、モザンビーク（1981～1994年）、スリランカ（1983～2002年）、リベリア（1988年～）、ルワンダ（1990～1995年）、チェチェン（1991～1997年）、ソマリア（1991年～）、ボスニア・ヘルツェゴビ

\*立教大学 AIIC 所員、キリスト教学研究科特任教授

ナ（1992～1995年）、コンゴ（1994年～）、コソボ（1998～1999年）など、民族・宗教宗派間の対立、権力者間の対立、分離・独立をめぐる多数派と少数派の対立など、後を絶たなかった。

戦争、内戦、紛争合わせると、これまでの世紀とは比較にならないほど多くの犠牲者（推計1億6000万人）を出した世紀であった。

## 1 再び「戦争の世紀」へ突入

世界のすべての人は、21世紀を平和な世紀の幕開けとして期待した。しかし、21世紀最初の10年は、再び戦争の世紀となってしまった。従来の国家間の戦争とは異なり、「テロとの戦い」または「対テロ戦争（War on Terror）」に“進化”し、「新しい戦争（New War）」と呼ばれる戦争の世紀となってしまった。

「新しい戦争」の始まりは、2001年9月11日に起きた「911事件」に端を発する。米国政府は、オサマ・賓ラディン率いる国際テロ組織アルカイダのメンバーがハイジャックした民間航空機4機のうち2機がそれぞれ米国ニューヨークの世界貿易センター北棟と南棟に激突、1機が米国防総省庁舎（ペンタゴン）に激突、そしてワシントンD.C.へ向けて飛行していたと思われた1機が途中でペンシルベニア州シャンクスビルに墜落した、と発表した。

米国は、これは単なる犯罪の域を超える、自国の経済の中核（世界貿易センター）、政治の中核（ホワイトハウス）、軍事の中核（ペンタゴン）が攻撃された、すなわち米国という国が攻撃されたと理解・解釈したのであろう。米国は、こうした国際テロは国際の平和及び安全に対する脅威であり、テロリズムに対してはあらゆる手段を用いて闘う必要があることを世界に発信した。そして911事件から4週間経った同年10月7日、有志連合諸国と共同して911事件首謀者を匿い支援しているアフガニスタン（タリバン政権）への軍事攻撃を開始した。

20世紀の戦争は、基本的に国対国であった。それが911事件以降は、国に準ずる組織として位置づけられた国際テロ組織に対する争いという新たな段階へと突き進んでいった。当時のブッシュ大統領が描いた構図は、「イスラム過激派武装組織＝国際テロ組織」、「国際テロ組織 vs. キリスト教国アメリカを始めとする西欧国際社会」であった。ブッシュ大統領は、11～13世紀に聖地エルサレム奪還を目指して派遣した「十字軍」（対イスラム遠征軍）を例示しつつ“正義のための戦争”であると主張し、全米市民ならびに世界の人びとに対して「テロとの戦い」の緊急性と必然性、正当性を発信し続けた。

2001年9月20日、米議会でブッシュ大統領は「世界のあらゆる国民、あらゆる地域は、いまや決断しなければならない。我々と共にあるか、さもなくばテロリストと共にあるか」（Every nation, every region, now has a decision to make. Either you are with us or you are with terrorist.）と演説した。世界は「敵か味方か」「善か悪か」という二極に分けられ、二元論が世界を覆い尽くした。さらにブッシュ大統領は、「これはアメリカだけの戦いではない。これは世界の、文明全体の戦いであり、多文化主義、寛容と自由を信ずるものすべてにとっての戦いだ」と述べた。

こうした構図の中で、米国は圧倒的な軍事力行使による“解決”方法をとった。しかし10年経

った今（2011年），逆に世界は異なる宗教，異なる文化，異なる民族間での対立は解決されるどころかむしろ増幅し，世界はより混迷してしまった。国連外交を軽視した一国主義により，「文明の衝突」の時代へと突入してしまった。

## 2 イラク戦争：「先制的自衛権」の既成事実化

「平和な世紀」としてスタートした筈だった21世紀を「戦争の世紀」に再突入させたもう一つの決定的な要因は，イラク戦争である。2003年3月20日，米国は英国など20数カ国によりかけて有志連合軍（Coalition of the Willing）を組織し，イラクへの軍事攻撃を開始した。紛争解決のための武力行使を容認する国連安保理決議がないまま，「大量破壊兵器の存在」と「フセイン政権とアルカイダの関係」という二つを武力行使の正当性として掲げ，イラク攻撃を開始した。フセイン政権が大量破壊兵器を使って世界の平和を脅かす前にフセイン政権を叩くという「先制的自衛権」の正当性を主張してイラク戦争を起こした。脅威があるというだけで「自衛権」を発動して他国（イラク）へ先制攻撃する。こうした「先制的自衛権」という概念は，今まで国際社会では許されていなかった。米国はこれを21世紀初頭に既成事実化させた。

ブッシュ大統領が掲げたイラク戦争の二つの“正当性”がいずれも虚偽の情報に基づいたものであることが判明した後も，米国は「フセイン独裁政権打倒」「イラクの民主化」へと戦争の大義名分を変え，軍事攻撃を継続した。戦争の結果が戦争中の悪行を帳消しにして有り余るほど良ければその戦争は道徳的に正当化されるという「結果主義（Consequentialism）」の考え方に基づいてである。

国連憲章（1945年6月署名，同年10月発効）は，「平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」（1条）を目的に掲げている。2条4項では，「すべての加盟国は，その国際関係において，武力による威嚇又は武力の行使を，いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも，また，国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定している。

国連憲章が例外として武力の行使を認めているのは，国際社会の平和と安全のために武力行使止むなしとした国連安保理決議がなされるか，または国が他国から不当な武力攻撃を受けた場合の自衛権の行使のみである。いずれの場合の武力行使も，紛争解決または他国からの不当な武力攻撃を停止させるために必要最小限の武力行使に限定されている。他国から不当な武力攻撃を受けた場合は，安保理が必要な措置をとる迄の期間と限定している（同51条）。

アフガニスタンへの軍事攻撃・軍事占領とイラク戦争は，それぞれ9年と7年経った今も続いている。その間，空爆等による無差別攻撃により，アフガニスタンでは開戦以来2010年10月までに累計5480人（国連統計），イラクでは開戦以来2010年12月までに累計10万8398人（イラク・ボディ・カウント）もの民間人犠牲者を出している。

ジュネーヴ第四条約「戦時における文民の保護に関する条約」（1949年締結）および同追加議定書（1977年）は，軍隊に所属しない者すなわち非戦闘員である文民の保護を規定している。文民は戦闘対象から除外され，保護される権利を持っている。歴史的記念物や文化遺産，精神的な文

化財（教会や礼拝堂など）も攻撃対象としてはいけない。軍事支援に利用してはいけない。

平和な世紀の筈であった21世紀の最初の10年は、国連憲章違反のみならず国際法違反の二つの違法な戦争によって過ぎてしまった。

## II 非暴力・対話を通した平和回復の試み

武力・軍事力で平和は創れない、回復できない、維持できない。軍事による報復、軍事による威嚇、軍事による解決は、さらなる報復と対立・亀裂を生む。軍事的手段による介入は、暴力と憎悪と対立の悪循環をもたらす。これらのことは、20世紀の歴史事実が示している。ではどうしたらいいか。

本稿では、軍事的手段に代わって、今、現実世界・現実社会の中で具体的に起こっているもう一つ（オルタナティヴ）の動き・試みを四つ紹介する。いずれも「非暴力・対話」を通じた平和回復の試みで、立教大学 AIIC 平和研究ユニットⅡが着目し、平和研究として調査を進めているものである。第一は国連の動きで「文明の同盟」について、第二は公正な法による裁きの動きで「カンボジア特別法廷（ポル・ポト裁判）」、第三はスリランカにおける国際 NGO の動きで「非暴力平和隊」、第四はイラクにおける国際・国内 NGO の動きで「地域づくりと平和づくり」についてである。

### 1 国連プロジェクト「文明の同盟」

（1）文明の同盟 軍事的手段でなく、徹底した「対話」を通して異なる宗教・文化・民族間での協力精神を育み、寛容と尊重を共通基盤として共存と平和を創りだすことを目的とした国連プロジェクトがある。「文明の同盟（Alliance of Civilization）」と呼ばれるものである。2003年3月に始まったイラク戦争および翌2004年3月スペイン・マドリードで起きた連続列車爆破テロなどを受けて、スペインのサパテロ首相が「グローバル化した世界において多様性をうまく管理」し、「不寛容、急進主義、原理主義を後退させる」ことを目的として2004年9月の国連総会で提唱した。その後トルコのエルドアン首相が共同発起人となり、2005年の第59回国連総会で国連プロジェクトとして公式に発足した。事務局はニューヨークの国連本部内に設置されている。911事件をきっかけにして表層化したキリスト教を背景に持つ西洋社会と、アラブなどのイスラム社会間に生じた溝と衝突を、対話によって埋めて平和の構築を目指す動きである。

（2）文明の同盟フォーラム 2007年5月に実行計画が発表され、文明の同盟フォーラムを世界各地で開催すること、国家や国際機関による友好グループ（Group of Friends）を組織すること、同盟信託基金設置などが決定された。友好グループには現在、日本を含む110カ国・地域が参加している。すでに3回の文明の同盟フォーラムが開催され、「文明の衝突」状態に対して対話の促進によって衝突回避しようとする話し合いが進められている。

第1回フォーラムは2008年1月にスペインの首都マドリードで開催された。世界80カ国の政府関係者や国際機関、民間組織の代表が集い、政治・宗教・メディアの分野から数百人の参加を得

た。フォーラムでは文化および宗教の多様性の尊重の推進とともに、「両極化と過激主義を煽る勢力に立ち向かう手助けをする」国際協調を高める方法などを探った。文明の衝突を避けるために、教育、青年、移民、メディアの各分野における12の具体的計画が決まった。

第2回フォーラムは2009年4月、トルコ・イスタンブールで開催され、オバマ米大統領を含む6カ国の政府首脳と36カ国の外相らをはじめ1500人以上が参加した。潘基文国連事務総長は開会挨拶の中で「異なるコミュニティ間、宗教間、グループ間の眞の協力精神がなければ、どれほど多くの平和維持軍も停戦・人権監視団も永続的な平和をもたらさない」と述べ、文明の同盟の取り組みを激励した。

そして第3回フォーラムは2010年5月、ブラジル・リオデジャネイロで開催。全世界から政府代表だけでなく、非政府組織(NGO)や市民社会の代表約3500人が一堂に集い、文化の違いを超えた対話を通じての平和の構築について意見を交わした。次回第4回フォーラムは2011年にカタール・ドーハで開催予定である。

(3) 次の10年の指針 21世紀に入って起きた米国での911事件とその後のアフガニスタンとイラクへの米英軍を中心とする軍事攻撃展開の中で、キリスト教を背景に持つ欧米社会とイスラム社会を対立的に描く「文明の衝突」という概念に対極するのが「文明の同盟」である。21世紀にとって次の10年(Decade)の基盤ならびに指針とすべき動きであり、注目したい。

本学AIIC平和研究Ⅱ『宗教間・文化間対話を通したアジアの共存と平和』は、国連プロジェクトではないがその「アジア版」および「草の根版」と言えるもので、アジアの民衆およびアジアNGOによる非暴力・非軍事・対話をとおしたアジアの共存と平和づくりに関する具体的な動きとその実践に注目し、調査研究活動を行っている。現時点での計画は2012年度に報告書をまとめ、具体的提言を国連プロジェクト「文明の同盟」事務局など海外関連機関へも送付、提出する予定である。

## 2 カンボジア特別法廷(ポル・ポト裁判)

20世紀に起きた内戦・紛争で人類規模の犯罪として位置づけられているものの一つに、カンボジア旧ポル・ポト政権下での国民大虐殺がある。

旧ポル・ポト政権(1975~79年)は当時のカンボジア共産党が母体で、1975年、ポル・ポト氏指導のもとで新米ロン・ノル政権を倒して実権を握り、極端な共産主義政策を推進した。都市住民や知識層を農村へ強制的に移住、強制労働させ、全国200カ所に政治犯収容所を設置し、多くのカンボジア人を“政治犯”として拘束・収容し、徹底した拷問によって自白を強要し、裏切り者と敵のあぶり出しを行なった。カンボジア国民のほぼ4分の1にあたる約170万人が犠牲になったとされている。1979年にポル・ポト政権はヘン・サムリン政権に追われるが、シアヌーク派、ソン・サン派と三派連合を形成して内戦が続いた。1991年パリ和平後もポル・ポト派は、カンボジア北部や西部の国境付近を拠点にして戦闘を続けた。内戦が終結しポル・ポト派が消滅したのは、ポル・ポト氏が死亡した1998年の翌年1999年であった。

(1) 真相解明に基づいた公正な法の裁き 国民大虐殺という暗黒時代から30年強経った

今、カンボジアでは真相解明に向けた取り組みが行われている。報復・復讐を目的としたものではなく、法に基づいて、加害者と犠牲者遺族間における国民的な和解を目指した動き、「カンボジア特別法廷」である。特別法廷は、2006年に国連とカンボジア政府によって共同で設置された。集団虐殺や人道犯罪を裁くのは、通常、国際法廷とされている。しかし国際法廷の場合、当事国には法廷が設置されず、検事、弁護士、判事も当事国以外の人たちによって構成される。ともするとこうした国際法廷は、当事国からみると「外部者による制裁的な裁き」と映ることがあり、被告を裁くことはできても犯罪当事者の反省を促し、再発を防ぐのが難しいとみられることがある。

カンボジアの特別法廷（二審制）は、カンボジア政府が運営する国内法廷である。検察官・判事はカンボジア人と外国人で構成され、裁判はすべて公開で国営放送にて全国中継される。加害者の処罰（最高刑は死刑ではなく終身刑）以上に、真相解明と国民和解を重要な目的としているからである。暴力の連鎖を暴力・報復で断ち切るのでなく、真相解明とそれにもとづく「公正な法による裁き」によって行う動きである。

2009年2月から始まった特別法廷は、2010年7月、ポル・ポト政権下で首都プノンペンにあるトゥール・スレーン政治犯収容所所長だったカン・ケク・イウ元所長（通称ドッジ、67歳）に禁固35年の有罪判決を下した。1975～79年までの4年間で少なくとも1万2000人を超えるカンボジア国民を拷問や処刑によって殺害したとして、人道に対する罪・戦争犯罪と認定したのである。ドッジ被告が控訴したため、現在、第二審（最終審）に入っている。平行して2010年9月には、政権ナンバー2だったヌオン・チア元人民代表会議議長はじめポル・ポト派元最高幹部4人が、大量虐殺罪や人道に対する罪などで起訴された。4人とも関与を否認しており裁判は長期化し多くの困難が予想されるが、特別法廷の今後の進行に注目が集まっている。

暴力の連鎖は暴力や報復では断ち切ることができない。国民大虐殺というジェノサイドから30年経った今、真相解明に基づいた「公正な法の裁き」を通して暴力と報復の連鎖を断ち切り、加害者と被害者・遺族間における国民的和解に向けて歩み出している。

（2）生き証人の証言 立教大学 AIIC では、2010年10月、他大学や NGO などと協働して、旧ポル・ポト政権下で起こった大虐殺（ジェノサイド）の被害当事者生き証人であるチュム・メイさん（79歳）を招聘し、講演会を開催した。テーマは、『ポル・ポト時代の大虐殺、癒えない傷、和解への道』。同時に、ポル・ポト支配地域で最後の戦闘地域であったシェムリエップ州北部農村地域で、住民組織づくりを通して紛争予防・村落開発活動に取り組んでいる NGO ワーカーも合わせて招聘した。ジェノサイドが、なぜ、どのように行なわれたのか、今どのように思っているのか、国民和解とは何か、どうしたらその道筋が見えてくるのかなど、過去をふまえた現在のカンボジアの平和づくりと国民和解を考える機会となった。

メイさんは30年間の沈黙の後、2009年9月にポル・ポト政権下で起こったジェノサイドによる被害者・遺族の支援団体「クセム・クサン」（正義・和解・平和的な癒しの文化求める会）を立ち上げた。また、2010年2月からはプノンペン市のトゥール・スレーン博物館（元収容所跡）で語り部ボランティアとなり、「時代の生き証人」として過去に起こった事実を若い世代の人たちに語り伝えている。

私はメイさんに和解と赦しについての考えを尋ねたことがある。メイさんは「加害者側が事実を事実として認め、心から謝罪すれば…」と、言葉を搾り出すように語った。クセム・クサンの目的・原則の第一は「正義の実現」、第二に「被害者と加害者の和解」である。メイさんにとって正義の実現とは、事実解明とその事実を事実としてまず認め、心から謝罪すること。公正な法の裁きに服すること。それなしに和解は実現しない、と言う。「過去」を語り過去に向き合うことが、「今」と「これから」を創っていく重要な一歩であることを示している。

このことは、私たちにとっても大きな意味を持っている。メイさんは「被害者」の立場だが、私たちに置き換えて考えれば、私たちはアジア・太平洋地域の人たちに対して「加害者」であった。すでに65年の歳月が経っているが、過去、加害者としての侵略の事実を事実として認め、心から謝罪し、国として十分な賠償・補償を行なってきたか否か。被害者は過去を語らないことで心の傷を忘れようとする。加害者は過去を語らないことで過去を封印しようとする。これでは何ら本質的な解決にならない。私たちがアジア隣国との友好・和解・平和を唱える時の基本となる視点がここに提示されている。

### 3 スリランカにおける非暴力平和隊——NGO の試み（1）

アジアでもっとも長期間にわたって内戦が続いているのは、スリランカである。1948年の独立後、シンハラ人指導者はシンハラ語を公用語化し、仏教保護政策を推進するなど多数派中心政策を推進した。これに対して少数派のタミル人は反発を強め、1970年代から分離独立運動を開始する。1983年ごろからタミル人の多い北部と東部で、政府軍との戦闘が激化する。分離独立を求める「タミル・イーラム解放の虎」（LTTE）と政府軍との間で内戦になった。

2002年、ノルウェーの仲介で無期限停戦協定が合意され成立する。しかし、2005年の大統領選でLTTE 強硬路線を掲げたラジャパクサ氏が大統領に当選し、政府は停戦を破棄して軍事力による LTTE 武装制圧に乗り換える。政府は、市民の巻き添えを懸念する国連や欧米諸国の自制要請に反して2006年から軍事攻勢を強め、2009年5月、LTTE を軍事力で壊滅させた。

20年以上にわたる内戦の結果、死者は7万人を超えた。スリランカの人口構成は、シンハラ人（主に仏教徒）74%、タミル人（主にヒンズー教徒）18%、ムーア人（主にイスラム教徒）8%である。武力制圧による“解決”は民族間（シンハラ人とタミル人）に対立感情を深く残している。

こうした中で、軍事力によらず、「非暴力」による問題への対応・対処がずっと続けられている。国際 NGO 「非暴力平和隊（Nonviolent Peaceforce, NP）」による取り組みがそれだ。非暴力平和隊は、地域紛争の非暴力解決を実践するために活動している国際 NGO である。これまで世界中の平和活動家たちが小規模な非暴力的介入について経験を積み重ねて功を収めてきたが、これをさらに広く発展させるために2002年に非暴力平和隊が創設された。非暴力・非武装による紛争解決が夢想主義でも理想主義でもなく、もっとも現実的であることを実践で示している。

（1）非暴力平和隊の活動基本　　非暴力平和隊の活動の基本は、民間人が紛争地域に非武装で赴き、現地住民の平和構築へ向けた努力を支援することである。スリランカでの具体的活動例

を挙げると、あらかじめ政府と覚書を交わし、合法的な市民を人道的に保護する活動を認めさせた上で、少年兵として連れ去られた子どもを取り戻すために非暴力平和隊が親たちに護衛・同行するといった活動がある。

派遣された隊員は、まず長期的な視野に立って地元住民との関係を構築していく。隊員は現地において、政治的声明や政治的行動はせず中立的な立場（ナンパルチザン原則）を維持し、軍隊を含め対立するあらゆる団体と友好な関係を構築しようと努める。地元住民の信頼を獲得し、情報提供を受けるまでには2～3年必要な場合もある。それゆえ、隊員には文化的感受性が必要とされ、派遣前には何週間にもわたる訓練が施される。

（2） 平和構築における現地住民の役割 北アイルランド闘争、イラク、アフガニスタンの例に見られるように、紛争地への軍隊の派遣は時として機能しない場合がある。にもかかわらず、国連は17の紛争地域に12万人の平和維持軍を送り、90億米ドルを拠出している。彼らの任務は停戦協定の監視、国境沿いのパトロール、暴力の予防・削減、市民の保護であるが、平和構築において重要なのは現地住民の努力である。

もちろん武力行使が必要な場合もあるかもしれないが、現場での第三者の存在そのものが有効な場合がほとんどである。紛争地域で平和を望む人々は、対立しているそれぞれのグループの中に存在する。そこで、平和を望む人々を中立な立場から非武装で支援するというのが非暴力平和隊である。民間人にこのような役割を担わせることの利点は、第一に人件費が軍隊に比べて安価であること。第二に、軍人では困難な対話の道を開く可能性が高いことである。

実際、平和を望む人たちが結束し、行動に出る場合がある。その顕著な例がタミルとイスラムの対立問題で生じた現象である。紛争中にLTTEがイスラム教徒の民族浄化を行ったことが原因で両陣営は対立していた。その和解を目指していたタミル政治家の暗殺が起こり、暴動に発展した。そのとき、それぞれの陣営の中にいる暴力を望まない人々が敵陣営の商店へ駆けつけ、身をもって守ったのである。このようなエピソードから分かるのは、さまざまに対立している陣営の中にも非暴力での平和を望んでいる人がおり、そうした人々を支援することが重要であると言う事である。

（3） 非暴力平和隊の活動と成果 非暴力平和隊の成果の一つとして、スリランカにおける少年兵の問題への対応がある。スリランカでは子どもの拉致に対して見て見ぬふりをする「沈黙の文化」が存在しており、非暴力平和隊はユニセフと協力して子どもや親を説得し、このような習慣を変えるべく努力してきた。さらに、スリランカの女性たちが少年兵として拉致された子どもを取り戻す活動を支援した結果、少年兵の数は減り、解決に向かった。

スリランカでは大量のタミル人難民が発生しているが、政府はタミル人を国民として適切に対応していない。警察、法廷その他の政府諸組織がタミル人を保護できなければ、彼・彼女らは自己防衛のために義勇団を組織し、武装する道を選ぶ可能性もある。

そのような状況の中で非暴力平和隊は、自らがタミル人に同行して警察がタミル人を保護するよう要請し、その後も警察が動いているかを監視した。軍、警察、政府に対しては、国際人道法や人権に関する教育を行った。

スリランカでは選挙時に暴力が横行しており、候補者が暗殺されたり、投票所に手榴弾が投げ込まれたりする。公正な選挙ができなければ、やはり暴力に訴えざるを得なくなるから、非暴力平和隊が選挙時の暴力を排除する組織や選挙管理委員会などの組織を保護する必要がある。

(4) 暴力の連鎖に歯止め 非暴力平和隊がスリランカにおいて行なっている活動は、長年にわたり国を支配していた暴力の連鎖に歯止めをかける奨励を行なった数例にしか過ぎない。スリランカの将来は不確実で、非暴力平和隊が行なうこのような仕事はこれからも続く。世界の未来がかかっているからである。暴力が支配することをゆるしてならない。暴力によりもっとも被害を受ける人たちこそ、広島の被爆者であれ、911事件で命を失った人たちの親戚縁者であれ、スリランカで抹消された村落民であれ、暴力は暴力を生み、更なる悲惨さと苦しみ、破壊を招くだりであることをみな知っている。

対立を解決するより良い方法はある。その代替案（オルタナティヴ）を開発し、実証して、世界により良い道があることを示していかなければならない。それが非暴力平和隊のやろうとしていることである。

#### 4 イラク北部における平和づくり—— NGO の試み（2）

(1) イラク北部キルターク イラク有数の石油地域であり、政治・経済権益を巡る抗争で常に火種を抱え込んだ地域キルタークで、困難な中にあっても、民族および宗派の違いを超えて非暴力で平和構築に取り組む地元グループ、日本の NGO の地道な取り組みがある。

キルターク市はイラク首都バグダッド北約250キロメートルに位置するタミーム県の首都で、アラブ人、クルド人、トルクメン人、アッシリア人、アルメニア人の各民族およびその他の少数民族が共住する地域である。19世紀まではトルクメン人が多数派であったが、20世紀初めに油田開発のためにクルド人が労働者として多数流入し、クルド人口が多数を占める。1970年代後半になるとサダメ・フセイン政権の石油国有化政策に沿ってキルタークのアラブ化が進められ、主にイラク中部・南部からアラブ人が補助金を得てキルタークに流入。クルド人およびその他の非アラブ系の少数民族は移住を余儀なくされ、アラブ人が多数派を占める状況になった。

2003年3月イラク戦争開始後、クルド民兵のペシュメルガを主力とするクルド自治政府側の治安部隊がキルタークを影響下に置き、クルド人はじめ非アラブ系民族のキルターク帰還を進める。フセイン政権崩壊後のシーア派アラブ人によるバグダッドのイラク新政権は、フセイン旧政権下での行き過ぎたアラブ化政策を是正するとしてアラブ人の南部への帰還を奨励した。そうしたこともあり、キルターク地域はクルド人が再び多数派を占めるようになった。また、2006年以降現在に至るまで、キルタークにはイラク国内の他の地域の治安悪化により国内避難民（Internally Displaced Persons, IDP）が多く流入し、民族構成を一層複雑にしている。

キルタークはこのように人口流動性が激しく、豊富な石油資源地帯であることから石油開発による利益配分を巡って争いが絶えない。現在もクルド自治政府側とバグダッド中央政府側との間で帰属をめぐる争いが続いている。憲法上の規定では2007年中に人口調査を行った後に住民投票を行って帰属を確定させることになっていたが、これらの手続きは幾度も先延ばしされている。

今もその目途は立っていない。

ラパリーン地区はキルクーク市内の南東部に位置し、総人口は約5万5000～7万5000人（推定）。この地区はイラク戦争以前までアラブ化政策の結果としてアラブ人のみの居住地域であった。イラク戦争開始以後、クルド人の帰還が進み、多民族混在地域となった。ラパリーン地区は四つのサブ・ディストリクトに分けられ、今回の研究調査活動の対象となるのはそのうち二つのサブ・ディストリクト（人口約2万5000人）。この二つのサブ・ディストリクトはキルクークの中でも民族の多様性がもっとも進んでいる地域であり、それゆえに生ずる可能性の高い民族間対立を防ぐ活動が必要とされている地域である。

（2）イラク NGO の平和構築活動 INSAN Iraqi Society（以下 INSAN）は、以前に世界の医師団（MDM）など国際 NGO で働いていたイラク人が中心となって2004年に設立し、2005年に政府登録を済ませたイラク人による NGO である。“INSAN”とはアラビア語で人間の意で、開発・社会正義・人道支援を活動の柱に据え、イラクにおいて民主的な、非暴力による平和づくりを目指している。キルクークとバグダッドのイラク国内2カ所に事務所、それにヨルダンのアンマンに連絡拠点を持っている。

INSAN は平和的共存を促進し対立を解決する地域の能力を高めるために、1)緊急の人道支援ニーズを満たす活動、2)異なる背景を持つ地域のメンバー同士の建設的な関係を取り持つことによって平和構築および非暴力と対話の促進をはかる活動、3)地域の利害関係者の間で紛争に適切に対処できる能力を養う活動を行っている。

他民族混住地域であるキルクーク市ラパリーン地区で INSAN は、出身民族の差を問わずに市民の生活向上のために女性や若者を対象に職業訓練、収入創出、文化活動などを行っている。この活動を始めるにあたり、地域住民が地域の問題・課題を話し合って共通の課題認識をもつというプロセスを大切にして進め、そこから出てきた最終的なものを行政に申し入れて事態の改善を目指している。

地域の状況を把握する方法として INSAN は、彼らが言うところの PRA（Participatory Rapid Appraisal）と呼ぶ参加型方法を用いている。まず地域のファシリテーターを養成し、そのファシリテーターの指導でボランティアを養成する。そしてそのボランティアが地域で家庭訪問して地域の問題を吸い上げるというやり方である。家庭訪問は、異なる三つの民族からそれぞれ1人ずつで女性も含む3人一組のチームで行われる。方法そのものがすでに民族を超えた「協働」活動であり、平和構築の地ならしとなっている。このプロセスの中で INSAN はファシリテーターやボランティアに対して、紛争解決と平和構築の考え方とスキルを指導している。

こうした動きと併行して INSAN は、地域に住むそれぞれ異なる民族を代表する地域代表者が一堂に会して地域で共通して抱える問題点を話し合い、解決策を出し合う地域会合（Community Meeting）を設定し、2008年後半より2009年前半までの期間に5回開催した。地域会合の席上では、ゴミ箱設置と行政によるゴミ収集（環境・衛生問題）、地域のクリニックの設備改善（保健問題）、空き地を農地化して困窮者に解放（経済問題）、寡婦に対する行政支援（社会福祉、女性問題）など、地域が当面している幅広い問題を話し合い、最終会合ではそれらの問題を解決するた

めに問題ごとに地域の代表者による責任分担と解決に向けての戦略を決定した。その上で、地域の代表者によって構成される地域委員会（Community Committee）を設定し、地域委員会のメンバーが継続的に話し合う場を持ち、地域の問題の解決のための戦略を実行に移すためのフォローアップを行なう場とした。

地域委員会で話し合われた地域の問題は、それを解決するためにINSANの支援等によってキルクーク市などの行政当局との交渉の機会を設定する。INSANは、意見の対立の中から合意を導き出して平和的に問題を解決する方法論・スキルを磨く機会を提供している。地域委員会の運営支援とともに、職業訓練や収入創出につながる活動、地域の社会文化活動など“Quick Impact”を目的とした活動も行っている。「平和づくりは地域から」の地道な実践である。

（3）日本NGOの関わりと役割　　日本国際ボランティアセンター（JVC）は2002年より、イラクの子どもたちとの絵画交流、白血病の子どもたちへの医療支援、劣化ウラン弾問題に関する意見表明、米軍による掃討攻撃で被災した市民への医薬品や食料等の緊急支援、バグダッドおよびファルージャで国内避難民への食料支援などの活動を行ってきた。

2009年11月からは、民族的、歴史的な背景と石油利権など利害関係の対立が潜在しているアラブ地域とクルド地域の境目であるイラク中北部で、「地域再生活動」支援を行っている。イラクにおいて真に地域の融和を図り復興を進めていくためには、従来の緊急支援型の人道支援とともにイラク市民自らによる復興への努力を支援する必要がある、との認識からである。

キルクーク市ラパリーン地区が活動対象地域で、イラクのNGOであるINSANをカウンターパートとしている。JVCは潜在的な対立要因を抱えるこの地区において、市民間の対話の機会を提供し地域の問題解決に向けてのリーダーシップを育てようとするINSANの活動に加わり、市民間対話を通して地域の再生に結びつけようとするINSANの地域再生活動の支援を行っている。

具体的には、2010年2～3月と2010年9～11月の二期にわたって、キルクーク市ラパリーン地区で地域の社会活動（Social Activity）として平和をテーマにした「子どもたちとつくる地域の平和」ワークショップの支援を行っている。多民族の背景を持った子どもたちが一堂に会し、平和をテーマとした絵画作品などの協働製作を通して子どもたち同士の出会いと相互理解を促進する場を設けるとともに、作品発表会を通して保護者や地域の人々に相互理解と平和の意義を理解してもらうことを目的としたものである。

このようにJVCは、その時々に必要な人道的なニーズに応える直接支援の一部を行いながら、同時にイラク市民自身による復興と地域の平和づくりの動きを協働を通して支援している。

（4）立教大学AIICの関わり　　立教大学AIICは、INSAN、JVCと協力して2010年度から3年間の予定でキルクーク市ラパリーン地区における草の根平和構築活動のプロセスを記録し、分析・評価し、改善していくための調査研究を行なっている。JVCがINSANの協力を得てキルクーク現地での活動に関する情報を収集し、その情報分析と評価を地元地域委員会メンバー、イラクNGO、日本のNGOと一緒に行なっている。キルクーク現地の治安状況がまだ外国人の訪問を許す状況でないことから、分析・評価等の作業に必要な面談は、キルクークに近接して比較的

治安の安定しているクルド自治区アルビルやスレイマニア等で行なっている。

調査内容としては、1) INSAN 支援によるラパリーン地区の地域委員会(CC)会合の実施状況・内容の把握と記録化と分析・評価、2) INSAN がキルクークの他地区で行なう「Conflict Management ワークショップ」の実施状況・内容・動きの把握と記録化と分析・評価、3) JVC が INSAN と一緒にラパリーン地区で行なうピースアートプログラム Phase II を行ないそのプロセスの記録化と分析・評価などである。

こうした地域住民による非暴力による平和づくりの取り組みは、これまであまり記録されていない。記録され歴史に残っているものは、その時々の権力を持っている為政者たちの視点からのものがほとんどである。しかもその多くは、戦争の歴史記述のように軍事力行使によるものである。立教大学 AIIC 平和研究プロジェクトⅡは、記録されていない、語られていないアジアの草の根の人々の平和に対する非暴力の取り組みを掘り起こし、記録し、分析し、語り広めることがねらいである。カンボジア、スリランカ、イラクのほかにフィリピン・ミンダナオ島ムスリム自治区バシラン州のイスラム教徒住民、カトリック教徒住民、地元 NGO、日本の NGO による平和づくりも含め、現在、四つの草の根による平和づくりの実践事例調査研究に取り組んでいる。

### III おわりに：『平和回復の世紀』へ向けて

憲法前文に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と記されている。日本の憲法は一国の憲法であるにもかかわらず、全世界の人々の平和的生存権とそれを保障することを確認している。これは、世界に類をみない。

これまで平和的生存権は、抽象的概念であって具体的な権利ではないとされてきた。しかし、2008年4月17日、自衛隊イラク派兵差止訴訟での名古屋高裁イラク派兵違憲判決（同年5月2日確定）の中で、平和的生存権は「現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ない」と述べ、平和的生存権を「全ての基本的人権の基礎であってその享有を可能ならしめる基底的権利である」と踏み込んだ画期的な判断を示した。平和でなければすべての人権や権利は制限・侵害・否定される。だから「平和である」「平和の中で生きる」ということは、すべての権利の基底となるもっとも基本的で具体的な権利である、と認定した。

「平和的生存権」の定義・内容についても裁判所は、「極めて多様で幅の広い権利である」と認定した。「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことによる加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのため非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利」なども含まれるとした。

私は、平和的生存権と第九条に拠って立つ。この二つは、武力によらず非暴力・対話による『平和回復の世紀』へ向けての取り組みの基盤であり基点である。九条は、私たち主権者が政府に二

度と戦争を起こさせないと誓ったアジア・太平洋地域はじめ世界の人々への約束証文である。「国際紛争を解決する手段」として、一切の軍事的手段（武力による威嚇、武力の行使、国権の発動たる戦争）を永久に放棄している。私たち主権者は、国の交戦権も認めていない。これは、「彼らは剣を打ち直して鍔とし、槍を打ち直して鎌とする。國は國に向かって剣を上げず、もはや戦うこと学ばない」という二千数百年前に記されたイザヤ書（2章4節）と同一のものである。

戦争の世紀であった20世紀を経て、みな平和を口では唱えながら再び戦争の世紀へと再突入し文明の衝突を起こしてしまった21世紀の最初の10年。私たちは、今改めて平和回復、平和づくりの原点に回帰する必要がある。回帰すべき地点は、いかなる紛争・対立であっても「対話」とそれに基づく非暴力・非軍事的手段以外、ない。

#### 〈参考文献〉

- 川口創・大塚英志（2009）『判決文を読む：自衛隊のイラク派兵差止訴訟』角川書店。  
君島東彦（2008）『非武装のPKO：NGO非暴力平和隊の理念と活動』明石書店。  
小林武（2006）『平和的生存権の弁証』日本評論社。  
酒井啓子（2004）『イラク戦争と占領』岩波新書。  
自衛隊イラク派兵差止訴訟の会（2010）『自衛隊イラク派兵差止訴訟全記録』風媒社。  
ディヴィッド・チャンドラー（2002）『ポル・ポト死の監獄S21：クメール・ルージュと大量虐殺』白揚社。  
反差別国際運動アジア委員会（2008）『スリランカの内戦と人権』反差別国際運動日本委員会。  
深瀬忠一（1990）『平和の憲法と福音』新教出版社。  
深瀬忠一・上田勝美・稻正樹・水島朝穂（2008）『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会。  
孫崎享（2009）『日米同盟の正体：迷走する安全保障』講談社現代新書。  
森肇志（2009）『自衛権の基層：国連憲章にいたる歴史的展開』東京大学出版会。